

鹿児島市社会事業協会嘱託職員採用試験案内

受付期間 令和6年3月21日(木)～4月19日(金)
試験日 令和6年4月21日(日)
試験区分 調理員・指導員

1 試験区分

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
調理員	2名	清水保育園又は西紫原保育園において、調理業務等に従事します。
指導員	1名	知的障害者福祉センターにおいて、利用者への支援業務に従事します。

2 受験資格

(1) 受験資格については、次の要件を満たさなければならないものとします。

職 種	受 験 資 格
調理員	栄養士又は調理師の免許を有する者
指導員	社会福祉事業又は学校教育の業務経験を有する者

(2) 前記の受験資格にかかわらず、次の①、②のいずれかに該当する場合は受験できません。

- ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の内容

作文（与えられたテーマについて）と面接（個別面接）を行います。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

日 時	令和6年4月21日(日) 8時40分集合
場 所	かごしま市民福祉プラザ3階会議室（鹿児島市山下町15番1号）
合格者発表	令和6年4月30日(火) 可否に関係なく文書で本人あてに通知します。

※合格者については、健康診断を受診していただきます。

5 委嘱期間

令和6年6月1日～令和7年3月31日

(年度毎に更新する場合があります。ただし、満65歳に達した日以後における最初の3月31日以後は更新しません。)

※ただし、現在の仕事の都合等により本人が希望し、当法人が必要と認めた場合には採用時期を変更することができる。(応相談)

6 勤務場所

職 種	勤 務 場 所	
調理員	清 水保育園	鹿児島市清水町6-27
	西紫原保育園	鹿児島市紫原4丁目37-2
指導員	知的障害者福祉センター	鹿児島市星ヶ峯2丁目1-1

7 給与

当協会規程により、報酬（月額）及び諸手当が支給されます。（報酬月額等は令和5年度のものです。）

職 種		報酬(月額)	諸 手 当
調理員		164,500 円	通勤手当、期末手当（最大1.5月/年）、処遇手当（月10,100円）、時間外勤務手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
指導員	※資格有	176,500 円	通勤手当、期末手当（最大1.5月/年）、時間外勤務手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
	※資格無	164,500 円	

※表の資格有とは、介護福祉士、社会福祉士、看護師、教員免許を有する方、又は社会福祉事業で5年以上の勤務経験のある方です。

8 勤務時間、休暇等

(1) 勤務時間

週 38 時間 45 分（4 週間単位の変形労働時間制）

(2) 休暇等

①法定

年次有給休暇（採用時から付与）、産前産後休暇、介護休暇、育児休暇等

②法定外

リフレッシュ休暇、忌引休暇、結婚休暇、災害時休暇等

(3) 福利厚生

①健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

②鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター（よかセンター）に加入

③インフルエンザ予防接種費用等の助成

9 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

① 提出書類

※ 受験申込書及び受験票は、郵送により請求するか、ホームページからダウンロード(A4サイズ)をしてください。なお、鹿児島市社会事業協会事務局、それぞれの事業所にも準備しております。

ア 受験申込書 1通

イ 受験票 1通

ウ 資格又は免許を有することを証明するものの写し。

② 提出先（直接持参するか郵送で申し込んでください。）

〒892-0816 鹿児島市山下町15番1号 かがしま市民福祉プラザ3階

鹿児島市社会事業協会事務局 ☎099-226-5222

※ 郵送で申し込むときは、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、84円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（長形3号：23.5cm×12cm）を必ず同封してください。

(2) 受験申込みの受付期間及び受付時間

受付期間 令和6年3月21日(木)～4月19日(金)※郵送の場合は必着

事務局での受付時間 午前8時30分～午後5時15分（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

10 受験上の注意事項

(1) 受験当日は定められた集合時刻までにおいでください。

(2) 試験場の駐車場は駐車できませんので、できるだけ公共交通機関等を利用してください。

(3) 試験場内での喫煙はできません。

(4) 受験の際は、受験票及び筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。

(5) 携帯電話（スマートフォンを含む）、計算機能付きの時計等の使用は禁止します。